

シェアサイクル等で出かけよう!

安全のために
ヘルメットを
着用しましょう

大阪市24区では、公募により選定した事業者と協定を結び、シェアサイクル等の利用・普及を促進しています。路線図や時刻表のない自由な移動を体験してみましょう!

シェアサイクル等とは? 複数の駐輪スペースからなるポートが設置され、ポートにおいて電動アシスト自転車や、電動キックボードに乗車しポートに返却するサービスです。



利用方法などは各ホームページをご覧ください /



※ HUBchari

docomo
bike share



※各事業者により、利用方法・料金が異なります。

※初回のみ、事前に各事業者のアプリをダウンロードし利用者登録をする必要があります。

※ポートの設置場所はそれぞれの事業者のアプリでご確認ください。

【問合せ】庶務 5階50番 ☎06-4394-9975



固定資産税・都市計画税 (第4期分)の納期限は 3月2日(月)です

市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。



詳しくは[こちら](#)

● 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

【問合せ】弁天町市税事務所 固定資産税グループ ☎06-4395-2957 (土地) 2958 (家屋)

FAX06-7777-4505

平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

● 固定資産税(償却資産)について

【問合せ】船場法人市税事務所

固定資産税(償却資産)グループ

☎06-4705-2941 FAX06-4705-2905

平日9:00~17:30

2月の日曜開庁日は マイナンバー関連の手続きが できません

2月22日(日)の日曜開庁日は、システムメンテナンスのためマイナンバーカードに関する全ての手続きができません。また、戸籍に関する一部の手続きも受付のみとなります。ご理解のほどよろしくお願ひします。

【問合せ】住民登録 2階23番 ☎06-4394-9965

以下は広告スペースです。広告内容に関する
一切の責任は広告主に帰属します。

広告

介護サービス利用料等の 医療費控除について

【介護サービス利用料の医療費控除】

介護保険の利用者負担は「領収証」を添えて所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。ただし、訪問介護サービスの生活援助が中心となるサービス利用料や通所サービス等の食費、滞在費、日常生活費及び施設サービスにおける日常生活費や理美容代等については対象外となります。

【おむつ代の医療費控除】

医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象となる場合があります。なお、確定申告には「おむつ代の領収証」と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている方は、医師の証明書に代わる「確認書」を保健福祉センターで交付できる場合があります。

詳しくは[こちら](#)

【問合せ】介護保険・高齢者福祉 3階36番
☎06-4394-9859

子育て・教育

第3回学校協議会が 開催されます

学校協議会は、保護者や地域住民などの参加による開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進することを目的として設置され、各学校園で年3回開催されています。第3回は概ね2~3月に開催され、学校園の「運営に関する計画」の最終評価について校園長からの説明を受け、学校協議会が評価を行います。学校協議会は傍聴できますので、日程等については各学校園のホームページでご確認ください。

【問合せ】こども・教育 3階34番 ☎06-4394-9982

大正区イベントニュース

大正ヨリドコ マルシェ

雑貨もワークショップも盛りだくさん!

お気軽にお越しください。

日時 2月22日(日) 11:00~17:00

場所 ヨリドコ大正るつぼん&
ヨリドコ大正メイキン(泉尾2-21-7)



問合せ オルガワークス株式会社

☎06-6456-2460



タグボート大正

2月13日(金) 20:00~/21:00~/

●ベリーダンス

2月27日(金) 19:00~/20:00~/

●ボサノバライブ



詳しくはタグボート大正のInstagramをご覧ください。

保健・福祉・健康



「おそかった」となる前に… 高齢者の皆さんの 権利や財産を守ります



判断能力が衰えてご自身で決めることが難しくなった時、お金の管理や書類の手続きなど「心配だなあ」と思ったことはありませんか。このような時に活用できる制度として「成年後見制度」があります。

~やってみようセルフチェック~

- 頼れる子どもや兄弟姉妹などがない。
- 書類の手続きがおっくうになってきている。
- 通帳など大事なものをどこに片づけたかわからなくなる。
- 電気・ガス・水道の支払いなど、お金のやりくりが上手くいかない。
- 賀金を自分で下ろすことが難しくなっている。



チェックが多ければお金の管理や、ご自身で決めていく事(契約)が今後難しくなると思われ、そうなると生活にも支障が出てくることもあります。成年後見制度等の活用のほか、介護に関することや生活に関する相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。



詳しくは[こちら](#)

【問合せ】大正区北部地域包括支援センター(北村3-5-10)
☎06-6552-4440 (担当地域:三軒家西/三軒家東/泉尾北/中泉尾/北恩加島/泉尾東)

【問合せ】大正東プランチ いづみの家(泉尾2-13-5)
☎06-6554-7005 (担当地域:三軒家西/三軒家東/泉尾北/中泉尾)

【問合せ】大正区地域包括支援センター(小林西1-14-3)
☎06-6555-0693 (担当地域:小林/平尾/南恩加島/鶴町)

【問合せ】大正西プランチ ビオスの丘(鶴町1-11-20)
☎06-6555-6600 (担当地域:南恩加島/鶴町)